○近畿地方整備局告示第二百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
加古川市野口町坂元北五丁目四三番から同市加古川町美乃利字深田二〇五番一まで	前	五〇・〇〇～七八・八〇メートル
	後	四〇・〇〇～五三・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月七日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　因島都市計画道路事業三・四・三号浜畑家老渡線

三　事業施行期間　自平成二十三年十一月七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　広島県尾道市因島三庄町字江口、土井及び浜畑地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大牟田市大字草木字蓮輪九六一番一から同市大字田隈字牟田々八三九番一まで	前	一一・〇〇～一四・一〇メートル
	後	一三・一〇～三六・一〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百十九号	宇城市松橋町曲野字御池二〇一九番一から同市松橋町久具字市ノ口一五九四番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
二百十号	久留米市山川安居野三丁目一六一二番一から同市山川市ノ上町一六二四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月七日

国会事項

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程は、十一月一日衆議院、同月二日参議院において、次のとおり議決された。

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程

（設置の趣旨）

第一条　東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下「両院合同協議会」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて行う国政に関する調査等を行うものとする。

（委員数）

第二条　両院合同協議会は、衆議院議員及び参議院議員それぞれ十五人の委員で、これを組織する。

（委員）

第三条　委員は、各議院において、その議院の議院運営委員会の委員長、理事その他の委員のうちから選任する。

2　前項の選任は、各議院の議長の指名による。

3　委員の各会派への割当てについては、各議院の議院運営委員会がこれを定める。

4　委員に選任された者は、正当の理由がなければ、その任を辞することができない。

5　委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、両院合同協議会の会長又は第七条第一項の会長代理を経由して、当該委員の属する議院の議長の許可を得なければならない。

6　委員に欠員を生じたときは、その補欠は、当該委員の属する議院の議長が指名する。

（委員外議員）

第四条　両院合同協議会は、各議院において両院合同協議会の委員を割り当てられていない会派の所属議員のうちから、両院合同協議会に出席することができる議員（第三項において「委員外議員」という。）を、当該議員の属する議院の承認を得て、選任することができる。

2　前項の承認は、各議院の議長の承認とする。

3　前条第四項及び第五項の規定は、委員外議員の辞任について準用する。

（会長）

第五条　両院合同協議会の会長は、両院合同協議会において委員が互選する。

2　会長の互選は、委員選任の当日又は翌日これを行う。

3　会長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。

4　会長は、投票によらないで、動議その他の方法により、これを選任することができる。

5　会長が選任されるまでは、年長者が会長の職務を行う。

6　会長の辞任は、両院合同協議会がこれを決する。

第六条　会長は、両院合同協議会の議事を整理し、秩序を保持し、両院合同協議会を代表する。

（会長代理）

第七条　両院合同協議会に会長代理一人を置き、会長の属する議院に属しない委員のうちから会長が指名する。

2　会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を行う。

（幹事）

第八条　両院合同協議会に幹事十四人を置き、両院合同協議会において、衆議院議員たる委員及び参議院議員たる委員のそれぞれ七人を選任する。

2　前項の選任は、会長の指名による。

3　会長は、両院合同協議会の運営に関し協議するため、会長、会長代理及び幹事からなる幹事会を開くことができる。

4　会長及び会長代理に事故があるときは、幹事が会長の職務を行う。

（開会）

第九条　両院合同協議会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第十条　両院合同協議会の開会の日時は、会長がこれを定める。

（定足数）

第十一条　両院合同協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

（表決）

第十二条　両院合同協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員派遣）

第十三条　両院合同協議会は、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第七項の規定による調査のため委員を派遣しようとするときは、当該委員の属する議院の議長の承認を得なければならない。